

## 豊川市セントレアSORAビジョンCMスポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市広告掲載要綱（以下「掲載要綱」という。）及び豊川市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）の規定に基づき、豊川市セントレアSORAビジョンCMスポンサー制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(スポンサー)

第2条 中部国際空港イベントプラザにおいて放映する豊川市のPR動画CMに広告を掲載しようとする者（以下「スポンサー」という。）は、企業その他の法人で、掲載基準第3条各号に該当しないものとする。

2 スポンサーは、広告掲載料としてスポンサー料を納付し、スポンサー名等を掲出するものとする。

(掲出場所)

第3条 スポンサー名等の掲出場所は、中部国際空港旅客ターミナルビル4階イベントプラザ内「大型モニター・セントレアSORAビジョン」とする。

(掲出単位等)

第4条 スポンサー名等の掲出単位は3カ月とし、連続する掲出期間は最大12カ月とする。

2 スポンサー名等の掲出枠数は、各掲出単位につき6枠とする。

(掲出規格)

第5条 スポンサー名等の掲出規格は、次のとおりとする。

(1) 内容 スポンサー名又はロゴマーク及びキャッチコピー

(2) サイズ 縦120センチ×横180センチ

(3) データ JPEG形式の静止画

(4) デザイン 市のイメージを損なわないもの

(スポンサーの募集方法)

第6条 市長は、スポンサーの募集を「広報とよかわ」等により行うものとする。

(スポンサーの申込み)

第7条 スポンサーを希望する者（以下「希望者」という。）は、豊川市セントレアSORAビジョンCMスポンサー申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(1) 掲出原稿案（内容及びデザインがわかるもの）

(2) 会社案内等（会社の概要がわかるもの）

(3) 同意書（市税・国民健康保険料（税）の滞納の有無に関する照会及び確認）

(スポンサーの決定等)

第8条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、掲載要綱及び掲載基準により審査を行い、可否を決定する。この場合において、枠数を超える申し込みがあるときは、次に掲げる順位により決定するものとする。

(1) 第1順位

市内に本社若しくは本店を有するもの

(2) 第2順位

市内に支店、営業所等を有するもの

(3) 第3順位

前2号のいずれにも該当しないもの

2 市長は、前項後段の規定によっても可否を決定できないときは、先着順により決定する。

3 豊川市セントレアSORAビジョンCMスポンサー募集要項に定める募集期間内に申込みのない枠がある場合は、継続して募集し、先着順により掲載ができるものとする。

4 市長は、可否を決定したときは、その結果及び掲出内容、条件等について、希望者に対し、豊川市セントレアSORAビジョンCMスポンサー可否決定通知書(様式第2号)により通知する。

(スポンサー料)

第9条 スポンサー料は、市長が定めた額とする。

2 前条第4項の規定による決定の通知を受けた者(以下「決定者」という。)は、市長が指定する期日までにスポンサー料を一括して前納するものとする。

(掲出原稿の作成等)

第10条 決定者は、市長が指定する方法により作成した掲出原稿を、市長が指定する期日までに提出するものとする。

2 掲出原稿は、決定者の責任及び負担で作成するものとする。

(掲出内容等の変更)

第11条 市長は、掲出の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、決定者に対して内容等の変更を求めるものとする。

(スポンサーの申出義務)

第12条 決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、豊川市セントレアSORAビジョンCMスポンサー申込内容変更申込書(様式第3号)により、各掲出月の1日の20日前までに市長に申し出てその承認を得なければならない。

(1) 掲出内容を差し替えるとき。

(2) 前号に規定するもののほか、申込内容に変更があったとき。

(スポンサーの辞退)

第13条 決定者は、自己の都合によりスポンサーを辞退することができるものとする。

2 前項の規定によりスポンサーを辞退するときは、決定者は、豊川市セントレアSORAビジョンCMスポンサー辞退届(様式第4号)により、各掲出月の1日の20日前までに市長に申し出なければならない。

(スポンサー決定の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、スポンサーの決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までにスポンサー料の納付をしないとき、又は納付する見込みがないとき。

(2) 指定する期日までに掲出原稿の提出がないとき。

(3) 決定者から辞退の申出があったとき。

(4) 前3号に規定するもののほか、スポンサーとして適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定によりスポンサーを取り消したときは、豊川市セントレアSORAビジョンCMスポンサー取消等通知書(様式第5号)により決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定によりスポンサーの決定を取り消した場合において決定者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(損害賠償)

第15条 決定者の責めに帰すべき事由により市に損害が生じたときは、市長は、決定者に対し、損害賠償を請求するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(スポンサー料の還付)

第16条 スポンサー料は、還付しない。ただし、決定者の責めに帰さない事由によりスポンサーを辞退するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付するスポンサー料は、スポンサーを辞退した月の翌月分以降の納付済額に相当する額とする。

3 スポンサー料の還付を受けようとする者は、豊川市セントレアSORAビジョンCMスポンサー料還付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(スポンサーの責任等)

第17条 掲出内容に関する一切の責任は、決定者が負うものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

豊川市セントレアSORAビジョンCMスポンサー申込書

年 月 日

豊川市長 殿

所在地

名称

代表者氏名

⑩

電話

セントレアSORAビジョンのCMスポンサーについて、次のとおり申し込めます。

|       |  |
|-------|--|
| 掲出希望月 | 年 月～ 年 月<br>※複数月を希望する場合は、すべての月を記入してください。   |
| 担当者等  | 担当部署：<br>担当者氏名：<br>電話番号：<br>FAX：<br>E-MAIL：  |
| 提出書類  | 掲出原稿案（内容及びデザインがわかるもの）<br>会社案内等（会社の概要がわかるもの）<br>同意書（市税・国民健康保険料（税）の滞納の有無に関する照会及び確認）                  |
| その他   | 申込みに当たっては、豊川市広告掲載要綱、豊川市広告掲載基準、豊川市セントレアSORAビジョンCMスポンサー制度実施要領及び豊川市セントレアSORAビジョンCMスポンサー募集要項の内容を順守します。 |

様式第2号（第8条関係）

豊川市セントレアSORAビジョンCMスポンサー可否決定通知書

第 号  
年 月 日

様

豊川市長



年 月 日付けで申し込みのあったスポンサーについて、次のとおり決定しましたので、通知します。

|        |   |
|--------|---|
| 決定区分   | <input type="checkbox"/> 可とする。  |
|        | <input type="checkbox"/> 否とする。<br>(理由)  |
| 掲出原稿   | 年 月 日までに提出  |
| 掲出月    | 年 月～ 年 月  |
| スポンサー料 | 金 円   |
| 納付期限   | 年 月 日   |
| その他    | 納付期限までにスポンサー料が納付されないときは、豊川市セントレアSORAビジョンCMスポンサー制度実施要領第14条第1項第1号の規定により、スポンサーの決定を取り消すことがあります。 |

様式第3号（第12条関係）

豊川市セントレアSORAビジョンCMスポンサー申込内容変更申込書

年 月 日

豊川市長 殿

所在地

名称

代表者氏名

㊞

電話

セントレアSORAビジョンのCMスポンサーの申込内容について、次のとおり変更したいので申し出ます。

| 変更項目 | 変更内容 | 変更年月日 |
|------|------|-------|
|      |      |       |

様式第4号（第13条関係）

豊川市セントレアSORAビジョンCMスポンサー辞退届

年 月 日

豊川市長 殿

所在地

名称

代表者氏名

⑩

電話

セントレアSORAビジョンのCMスポンサーについて、次のとおり辞退したいので届け出ます。

|         |     |
|---------|-----|
| 辞退をする月  | 年 月 |
| 辞 退 理 由 |     |



様式第5号（第14条関係）

豊川市セントレアSORAビジョンCMスポンサー取消等通知書

第 号

年 月 日

様

豊川市長



年 月 日付けで申し込みのあったセントレアSORAビジョンのCMスポンサーについて、次のとおり取消等決定しましたので、通知します。

|         |     |
|---------|-----|
| 取消しをする月 | 年 月 |
| 取消理由    |     |

様式第6号（第16条関係）

豊川市セントレアSORAビジョンCMスポンサー料還付請求書

年 月 日

豊川市長 殿

所在地

名称

代表者氏名

㊞

電話

セントレアSORAビジョンのCMスポンサー料について、次のとおり還付してください。

|         |   |
|---------|---|
| 還付請求する月 | 年 月                                     |
| 請求金額    | 円                                       |
| 振込金融機関  | 銀行 本店<br>農業協同組合 支店<br>信用金庫 支所<br>信用組合 店 |
|         | 預金種目 1 普通 2 当座                          |
|         | 口座番号                                    |
|         | (フリガナ)<br>口座名義人                         |

備考 口座名義人は、請求者本人としてください。